

事務連絡

令和6年3月7日

(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

(公社) 全日本不動産協会

(一社) 不動産協会

(一社) 不動産流通経営協会

(一社) 全国住宅産業協会

御中

国土交通省不動産・建設経済局

不動産課不動産指導室

疑わしい取引の届出等犯収法に係る義務の確実な履行について（依頼）

標記について、令和4年度に各地方整備局等及び各都道府県において、約1,000の宅建業者に立入調査を行った結果、疑わしい取引の届出漏れ、法定事項である顧客等の本人特定事項等の確認、取引記録の作成・保存等の不備が認められ、半数近くの宅建業者に対して指導を行ったところです。

宅建業においては、疑わしい取引に係る届出件数が年間10件程度に留まり、金融機関やクレジットカード事業者等の届出件数に比べ、極めて少ない状況です。つきましては、反社データベースで「該当可能性」が判明した宅地建物の売買取引や、金融機関を通さない「現金」による宅地建物の売買取引については、積極的な届出をお願いします。

貴団体におかれましては、会員企業に対し今月に最新版が公表された『犯罪収益移転防止のためのハンドブック』の周知と併せ、疑わしい取引の届出等犯収法に係る義務の確実な履行について、改めての周知・指導の程、よろしくをお願いします。

以上